

立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

立川市組織規則（昭和 49 年立川市規則第 9 号）の改正による。

立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成27年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
…略…		…略…	
立川市立学校体育施設の利用に関すること。	<u>文化スポーツ部スポーツ振興課長</u>	立川市立学校体育施設の利用に関すること。	<u>産業文化スポーツ部スポーツ振興課長</u>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。